淡路広域水道企業団議会会議規則

平成 22 年 3 月 26 日 議 会 規 則 第 1 号

淡路広域水道企業団議会会議規則(昭和57年淡路広域水道企業団議会規則第1号) の全部を改正する。

目次

- 第1章 総則 (第1条-第12条)
- 第2章 議案及び動議 (第13条-第18条)
- 第3章 議事日程 (第19条—第23条)
- 第4章 選挙 (第24条—第32条)
- 第5章 議事 (第33条—第45条)
- 第6章 秘密会 (第46条・第47条)
- 第7章 発言 (第48条—第64条)
- 第8章 表決 (第65条—第75条)
- 第9章 会議録 (第76条—第80条)
- 第10章 委員会 (第81条—第93条)
- 第11章 規律(第94条—第102条)
- 第 12 章 懲罰 (第 103 条 第 109 条)
- 第13章 補則(第110条)

附則

第1章 総則

(参集)

第1条 議員は、招集の当日開議定刻前に議場に参集し、その旨を議長に通告しなければならない。

(欠席の届出)

第2条 議員は、事故のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻 までに議長に届け出なければならない。

(宿所又は連絡所の届出)

第3条 議員は、別に宿所又は連絡所を定めたときは、議長に届け出なければならない。これを変更したときも、また同様とする。

(議席)

- 第4条 議員の議席は、議長が会議に諮ってこれを定める。
- 2 議席には、番号及び氏名票を付ける。

(会期及びその延長)

- 第5条 会期は、毎会期の初めに議会の議決で定める。
- 2 会期は、招集された日から起算する。
- 3 会期は、議会の議決で延長することができる。

(会期中の閉会)

第6条 会議に付された事件をすべて議了したときは、会期中でも議会の議決で閉会 することができる。

(議会の開閉)

第7条 議会の開閉は、議長が宣告する。

(会議時間)

- 第8条 会議時間は、午前10時から午後5時までとする。
- 2 議長は、必要があると認めるときは、会議時間を変更することができる。ただし、 異議があるときは、討論を用いないで会議に諮って決める。

(休会)

- 第9条 淡路広域水道企業団の休日は、休会とする。
- 2 議事の都合その他必要があるときは、議会は、議決で休会とすることができる。
- 3 議長が特に必要があると認めるときは、休会の日でも会議を開くことができる。
- 4 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第114条第1項の規定による請求があった場合のほか、議会の議決があったときは、議長は、休会の日でも会議を開かなければならない。

(会議の開閉)

- 第10条 開議、散会、延会、中止又は休憩は、議長が宣告する。
- 2 議長が開議を宣告する前又は散会、延会、中止若しくは休憩を宣告した後は、何 人も議事について発言することができない。

(定足数に関する措置)

- 第11条 開議時刻後相当の時間を経ても、なお出席議員が定足数に達しないときは、 議長は、延会を宣告することができる。
- 2 会議中定足数を欠くに至るおそれがあると認めるときは、議長は、議員の退席を 制止し、又は議場外の議員に出席を求めることができる。
- 3 会議中定足数を欠くに至ったときは、議長は、休憩又は延会を宣告する。

(出席催告)

第12条 法第113条の規定による出席催告の方法は、議場付近に現在する議員又は議員の住所(別に宿所又は連絡所の届出をした者については、当該届出の宿所又は連絡所)に文書又は口頭をもって行う。

第2章 議案及び動議

(議案の提出)

第13条 議員が議案を提出しようとするときは、その案をそなえ、理由を付け、法第 112条第2項の規定によるものについては所定の賛成者とともに連署し、その他の ものについては、1人以上の賛成者とともに連署して、議長に提出しなければなら ない。

(一事不再議)

第 14 条 議会で議決された事件については、同一会期中は再び提出することができない。

(動議成立に必要な賛成者の数)

第 15 条 動議は、法又はこの規則において特別の規定がある場合を除くほか、他に 1 人以上の賛成者がなければ議題とすることができない。

(修正の動議)

第 16 条 修正の動議は、その案をそなえ、法第 115 条の 2 の規定によるものについては所定の発議者が連署し、その他のものについては、 1 人以上の賛成者とともに連署して、議長に提出しなければならない。

(先決動議の表決順序)

第17条 他の事件に先立って表決に付さなければならない動議が競合したときは、議長が表決の順序を決める。ただし、出席議員2人以上から異議があるときは、討論を用いないで会議に諮って決める。

(事件の撤回又は訂正及び動議の撤回)

- 第 18 条 会議の議題となった事件を撤回し、又は訂正しようとするとき及び会議の議題となった動議を撤回しようとするときは、議会の承認を要する。
- 2 議員が提出した事件及び動議につき前項の承認を求めようとするときは、提出者 から請求しなければならない。

第3章 議事日程

(日程の作成及び配布)

第19条 議長は、開議の日時、会議に付する事件及びその順序等を記載した議事日程 を定め、あらかじめ議員に配布する。ただし、やむを得ないときは、議長がこれを 報告して配布にかえることができる。 (日程の順序変更及び追加)

第20条 議長が必要があると認めるとき、又は議員から動議が提出されたときは、議 長は討論を用いないで会議に諮って、議事日程の順序を変更し、又は他の事件を追 加することができる。

(議事日程のない会議の通知)

- 第21条 議長は、必要があると認めるときは、開議の日時のみを議員に通知して会議 を開くことができる。
- 2 前項の場合、議長は、その開議までに議事日程を定めなければならない。 (延会の場合の議事日程)
- 第22条 議事日程に記載した事件の議事を開くに至らなかったとき、又はその議事が終わらなかったときは、議長は、更にその日程を定めなければならない。

(日程の終了及び延会)

- 第23条 議事日程に記載した事件の議事を終わったときは、議長は散会を宣告する。
- 2 議事日程に記載した事件の議事が終わらない場合でも、議長が必要があると認めるとき又は議員から動議が提出されたときは、議長は、討論を用いないで会議に諮って延会することができる。

第4章 選挙

(選挙の宣告)

第24条 議会において選挙を行うときは、議長は、その旨を宣告する。

(不在議員)

- 第25条 選挙を行う際、議場にいない議員は、選挙に加わることができない。 (議場の出入口閉鎖)
- 第26条 投票による選挙を行うときは、議長は、第24条の規定による宣告の後、議場の出入口を閉鎖し、出席議員数を報告する。

(投票用紙の配布及び投票箱の点検)

- 第27条 投票を行うときは、議長は、職員をして議員に所定の投票用紙を配布させた 後、配布漏れの有無を確かめなければならない。
- 2 議長は、職員をして投票箱を改めさせなければならない。(投票)
- 第28条 議員は、職員の点呼に応じて、順次、投票を備付けの投票箱に投入する。 (投票の終了)
- **第29条** 議長は、投票が終わったと認めるときは、投票漏れの有無を確かめ、投票の 終了を宣告する。その宣告があった後は、投票することができない。

(開票及び投票の効力)

- 第30条 議長は、開票を宣告した後、2人以上の立会人とともに投票を点検しなければならない。
- 2 前項の立会人は、議長が議員の中から指名する。
- 3 投票の効力は、立会人の意見を聞いて議長が決定する。

(選挙結果の報告)

- 第31条 議長は、選挙の結果を直ちに議場において報告する。
- 2 議長は、当選人に当選の旨を告知しなければならない。

(選挙関係書類の保存)

第32条 議長は、投票の有効無効を区別し、当該当選人の任期間、関係書類とともに これを保存しなければならない。

第5章 議事

(議題の宣告)

第33条 会議に付する事件を議題とするときは、議長は、その旨を宣告する。

(一括議題)

第34条 議長は、必要があると認めるときは、2件以上の事件を一括して議題とする ことができる。ただし、出席議員2人以上から異議があるときは、討論を用いない で会議に諮って決める。

(議案等の朗読)

第35条 議長は、必要があると認めるときは、議題になった事件を職員をして朗読させる。

(議案等の説明、質疑及び委員会付託)

- 第36条 会議に付する事件は、会議において提出者の説明を聞き、議員の質疑がある ときは質疑を行う。
- 2 提出者の説明は、討論を用いないで会議に諮って省略することができる。
- 3 議会が特に必要があると認めるときは、第1項の質疑の後、会議に付する事件を 議会の議決により特別委員会に付託することができる。
- 4 委員会に付託した事件は、その審査又は調査の終了を待って議題とする。
 - (委員長及び少数意見者の報告)
- 第37条 委員会が審査又は調査をした事件が議題となったときは、委員長がその経過 及び結果を報告し、次いで少数意見者が少数意見の報告をする。
- 2 少数意見が2個以上あるときの報告の順序は、議長が決める。
- 3 第1項の報告は、討論を用いないで会議に諮って省略することができる。

- 4 委員長の報告及び少数意見者の報告には、自己の意見を加えてはならない。 (修正案の説明)
- 第38条 議員の質疑が終わったときは、議長は、修正案の説明をさせる。ただし、委員会に付託した事件の修正案については、委員長及び少数意見者の報告の終わった後とする。

(委員長報告等に対する質疑)

第39条 議員は、委員長及び少数意見を報告した者に対し、質疑をすることができる。 修正案に関しては、事件又は修正案の提出者及び説明のための出席者に対しても、 また同様とする。

(討論及び表決)

第40条 議長は、前条の質疑が終わったときは討論に付し、その終結の後、表決に付する。

(議決事件の字句及び数字等の整理)

第41条 議会は、議決の結果生じた条項、字句、数字その他の整理を必要とするときは、これを議長に委任することができる。

(委員会の審査又は調査期限)

- 第42条 議会は、必要があると認めるときは、委員会に付託した事件の審査又は調査 につき期限を付けることができる。ただし、委員会は、期限の延期を議会に求める ことができる。
- 2 前項の期限までに審査又は調査を終わらなかったときは、その事件は、第36条第4項の規定にかかわらず、会議において審議することができる。

(委員会の中間報告)

- 第43条 議会は、委員会の審査又は調査中の事件について、特に必要があると認めるときは、中間報告を求めることができる。
- 2 委員会は、その審査又は調査中の事件について、特に必要があると認めるときは、 中間報告をすることができる。

(再付託)

第44条 委員会の審査又は調査を経て報告された事件について、なお審査又は調査の 必要があると認めるときは、議会は、更にその事件を委員会に付託することができ る。

(議事の継続)

第45条 延会、中止又は休憩のため事件の議事が中断された場合において、再びその 事件が議題となったときは、前の議事を継続する。

第6章 秘密会

(指定者以外の退場)

- 第 46 条 秘密会を開く議決があったときは、議長は、傍聴人及び議長の指定する者以外の者を議場の外に退去させなければならない。
- 2 委員会において秘密会を開くときは、前項の例による。

(秘密の保持)

- 第47条 秘密会の議事の記録は、公表しない。
- 2 秘密会の議事は、何人も秘密性の継続する限り、他に漏らしてはならない。

第7章 発言

(発言の許可等)

- 第48条 発言は、すべて議長の許可を得た後、議席において起立してしなければならない。
- 2 議長は、議席で発言する議員を必要に応じ登壇させることができる。

(発言の通告及び順序)

- 第49条 会議において発言しようとする者は、あらかじめ議長に発言通告書を提出しなければならない。ただし、議事進行、一身上の弁明等については、この限りでない
- 2 発言通告書には、質疑についてはその要旨、討論については反対又は賛成の別を 記載しなければならない。
- 3 発言の順序は、議長が定める。
- 4 発言の通告をした者が欠席したとき、又は発言の順位に当たっても発言しないと き、若しくは議場に現在しないときは、その通告は効力を失う。

(発言の通告をしない者の発言)

- 第50条 発言の通告をしない者は、通告した者がすべて発言を終わった後でなければ 発言を求めることができない。
- 2 発言の通告をしない者が発言しようとするときは、挙手して「議長」と呼び、自 己の氏名を告げ、議長の許可を得なければならない。
- 3 2人以上挙手して発言を求めたときは、議長は、先挙手者と認める者から指名する。

(討論の方法)

第51条 討論については、議長は、最初に反対者を発言させ、次に賛成者と反対者を なるべく交互に指名して発言させなければならない。

(議長の発言討論)

第52条 議長が議員として発言しようとするときは、議席に着き発言し、発言が終わった後、議長席に復さなければならない。ただし、討論をしたときは、その議題の表決が終わるまでは、議長席に復することができない。

(発言内容の制限)

- **第53条** 発言は、すべて簡明にするものとし、議題外にわたり、又はその範囲を超えてはならない。
- 2 議長は、発言が前項の規定に反すると認めるときは、注意し、なお従わない場合 は、発言を禁止することができる。
- 3 議員は、質疑に当たっては、自己の意見を述べることができない。

(質疑の回数)

第54条 質疑は、同一議員につき、同一議題について3回を超えることができない。 ただし、特に議長の許可を得たときは、この限りでない。

(発言時間の制限)

第55条 議長は、必要があると認めるときは、あらかじめ発言時間を制限することができる。

(議事進行に関する発言)

- 第 56 条 議事進行に関する発言は、議題に直接関係のあるもの又は直ちに処理する必要があるものでなければならない。
- 2 議事進行の発言が、その趣旨に反すると認めるときは、議長は、直ちに制止しなければならない。

(発言の継続)

第57条 延会、中止又は休憩のため発言が終わらなかった議員は、更にその議事を始めたときは、前の発言を続けることができる。

(質疑、討論の省略又は終結)

- 第58条 質疑又は討論が終わったときは、議長は、その終結を宣告する。
- 2 質疑又は討論が続出して容易に終結しないときは、議員は、質疑又は討論終結の 動議を提出することができる。
- 3 議員は、特に必要があると認めるときは、質疑又は討論省略の動議を提出することができる。
- 4 質疑若しくは討論終結の動議又は質疑若しくは討論省略の動議については、議長は、討論を用いないで会議に諮って決める。

(選挙及び表決時の発言制限)

第59条 選挙及び表決の宣告後は、何人も発言を求めることができない。ただし、選

挙及び表決の方法についての発言は、この限りでない。

(一般質問)

- 第60条 議員は、企業団の事務について、議長の許可を得て質問することができる。
- 2 質問者は、議長の定めた期間内に、議長にその要旨を文書で通告しなければならない。

(緊急質問等)

- **第61条** 質問が緊急を要するとき、その他真にやむを得ないと認められるときは、前条の規定にかかわらず、議長の同意を得て質問することができる。
- 2 前項の同意については、議長は、討論を用いないで会議に諮らなければならない。
- 3 第1項の質問がその趣旨に反すると認めるときは、議長は、直ちに制止しなければならない。

(準用規定)

第62条 質問については、第54条及び第58条の規定を準用する。

(発言の取消し又は訂正)

第63条 発言した議員は、その会期中に限り、議会の許可を得て発言を取り消し、又は議長の許可を得て発言の訂正をすることができる。ただし、発言の訂正は、字句に限るものとし、発言の趣旨を変更することはできない。

(答弁書の配布)

第64条 企業長その他の関係機関が、質疑及び質問に対し、直ちに答弁し難い場合に おいて答弁書を提出したときは、議長は、その写しを議員に配布する。ただし、や むを得ないときは、朗読をもって配布に代えることができる。

第8章 表決

(表決問題の宣告)

- 第65条 議長は、表決をとろうとするときは、表決に付する問題を会議に宣告する。 (不在議員)
- 第66条 表決の際、議場にいない議員は、表決に加わることができない。

(条件の禁止)

第67条 表決には、条件を付けることができない。

(起立による表決)

- **第68条** 議長が表決をとろうとするときは、問題を可とする者を起立又は挙手させ、 その多少を認定して可否の結果を宣告する。
- 2 議長が起立又は挙手の多少を認定し難いとき、又は議長の宣告に対して出席議員 2人以上から異議があるときは、議長は、記名又は無記名の投票で表決をとらなけ

ればならない。

(投票による表決)

- 第69条 議長が必要があると認めるとき、又は出席議員2人以上から要求があるときは、記名又は無記名の投票で表決をとる。
- 2 同時に前項の記名投票と無記名投票の要求があるときは、議長は、いずれの方法によるかを無記名投票で決める。

(記名投票)

- 第70条 記名投票を行う場合には、問題を可とする者は所定の投票用紙に〇印を、問題を否とする者は所定の投票用紙に×印を付して投票箱に投入しなければならない。 (無記名投票)
- 第71条 無記名投票を行う場合には、問題を可とする者は賛成と、問題を否とする者は反対と所定の投票用紙に記載し、投票箱に投入しなければならない。
- 2 無記名投票による表決において、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない 投票は、否とみなす。

(選挙規定の準用)

第72条 記名投票又は無記名投票を行う場合には、第26条から第30条まで、第31条第1項及び第32条の規定を準用する。

(表決の訂正)

第73条 議員は、自己の表決の訂正を求めることができない。

(簡易表決)

第74条 議長は、問題について異議の有無を諮ることができる。異議がないと認めるときは、議長は、可決の旨を宣告する。ただし、議長の宣告に対して、出席議員の1人以上から異議があるときは、議長は、起立の方法で表決をとらなければならない。

(表決の順序)

- 第75条 議員の提出した修正案は、委員会の修正案より先に表決をとらなければならない。
- 2 同一の議題について、議員から数個の修正案が提出されたときは、議長が表決の順序を決める。その順序は、原案に最も遠いものから先に表決をとる。ただし、表決の順序について出席議員 2 人以上から異議があるときは、議長は討論を用いないで会議に諮って決める。
- 3 修正案がすべて否決されたときは、原案について表決をとる。

第9章 会議録

(会議録の記載事項)

- 第76条 会議録に記載し、又は記録する事項は、次のとおりとする。
 - (1) 開会及び閉会に関する事項並びにその年月日時
 - (2) 開議、散会、延会、中止及び休憩の日時
 - (3) 出席及び欠席議員の氏名
 - (4) 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名
 - (5) 説明のため出席した者の職氏名
 - (6) 議事日程
 - (7) 議長の諸報告
 - (8) 議員の異動並びに議席の指定及び変更
 - (9) 委員会報告書及び少数意見報告書
 - (10) 会議に付した事件
 - (11) 議案の提出、撤回及び訂正に関する事項
 - (12) 選挙の経過
 - (13) 議事の経過
 - (14) 記名投票における賛否の氏名
 - (15) その他議長又は議会において必要と認めた事項
- 2 議事は、録音等の方法によって記録する。

(会議録の配布)

第77条 会議録は、配布しない。ただし、議員及び関係者から要求があった場合は、 その全部又は一部について写しを配布する。

(会議録に掲載しない事項)

第 78 条 前条の会議録には、秘密会の議事並びに議長が取消しを命じた発言及び第 63 条の規定により取り消した発言は、掲載しない。

(会議録署名議員)

第79条 会議録に署名する議員は、2人とし、議長が会議において指名する。

(会議録の保存年限)

第80条 会議録の保存年限は、永年とする。

第10章 委員会

(議長への通知)

第81条 委員会を招集しようとするときは、委員長は、開会の日時、場所、事件等を あらかじめ議長に通知しなければならない。

(欠席の届出)

第82条 委員は、事故のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに委員長に届け出なければならない。

(会議中の委員会の禁止)

第83条 委員会は、議会の会議中は、開くことができない。

(会議の開閉)

- 第84条 開議、散会、中止又は休憩は、委員長が宣告する。
- 2 委員長が開議を宣告する前又は散会、中止若しくは休憩を宣告した後は、何人も、 議事について発言することができない。

(定足数に関する措置)

- 第85条 開議時刻後相当の時間を経ても、なお出席委員が定足数に達しないときは、 委員長は、散会を宣告することができる。
- 2 会議中定足数を欠くに至るおそれがあると認めるときは、委員長は、委員の退席 を制止し、又は会議室外の委員に出席を求めることができる。
- 3 会議中定足数を欠くに至ったときは、委員長は、休憩又は散会を宣告する。 (委員の発言)
- 第86条 委員は、委員長の許可を得て発言する。
- 2 委員は、議題について自由に質疑し、及び意見を述べることができる。ただし、 委員会において、別に発言の方法を定めたときは、この限りでない。

(委員の議案修正)

第87条 委員が修正案を発議しようとするときは、その案をあらかじめ委員長に提出 しなければならない。

(分科会又は小委員会)

第88条 委員会は、審査又は調査のため必要があると認めるときは、分科会又は小委員会を設けることができる。

(証人出頭又は記録提出の要求)

- 第89条 委員会は、法第100条の規定による調査を委託された場合において、証人の 出頭又は記録の提出を求めようとするときは、議長に申し出なければならない。 (委員の派遣)
- 第90条 委員会は、審査又は調査その他のため委員を派遣しようとするときは、その 日時、場所、目的及び経費等を記載した派遣承認要求書を議長に提出し、あらかじ め承認を得なければならない。

(閉会中の継続審査又は調査)

第91条 委員会は、閉会中もなお審査又は調査を継続する必要があると認めるときは、

その理由を付け、委員長から議長に申し出なければならない。

(少数意見の留保)

- 第92条 委員は、委員会において少数で破棄された意見で他に出席委員1人以上の賛成があるものは、これを少数意見として留保することができる。
- 2 前項の規定により、少数意見を留保した者がその意見を議会に報告しようとする場合においては、あらかじめその意見を委員長を経て議長に通知しなければならない。

(委員会報告書)

第93条 委員会は、事件の審査又は調査を終えたときは、報告書を作り、委員長から 議長に提出しなければならない。

第 11 章 規律

(品位の尊重)

第94条 議員は、議会の品位を重んじなければならない。

(携帯品)

第95条 議場に入る者は、帽子、外とう、襟巻、つえ、かさ、携帯電話、写真機及び録音機の類を着用し、又は携帯してはならない。ただし、病気その他の理由により議長の許可を得たときは、この限りでない。

(議事妨害の禁止)

第96条 何人も、会議中は、みだりに発言し、騒ぎ、その他議事の妨害となる言動を してはならない。

(離席)

第97条 議員は、会議中は、みだりに議席を離れてはならない。

(禁煙)

第98条 何人も、議場において喫煙してはならない。

(新聞紙等の閲読禁止)

第99条 何人も、会議中は、参考のためにするもののほか、新聞紙又は書籍の類を閲 読してはならない。

(資料等印刷物の配布許可)

第 100 条 議場において、資料、新聞紙、文書等の印刷物を配布するときは、議長の 許可を得なければならない。

(許可のない登壇の禁止)

第101条 何人も、議長の許可がなければ演壇に登ってはならない。

(議長の秩序保持権)

第 102 条 すべて規律に関する問題は、議長が定める。ただし、議長は、必要がある と認めるときは、討論を用いないで会議に諮って決める。

第 12 章 懲罰

(懲罰動議及び処分要求の提出)

- 第 103 条 懲罰の動議は、文書をもって所定数の発議者が連署して、議長に提出しなければならない。
- 2 法第 135 条の規定による処分を求めようとする議員は、文書をもって、その理由 を付け、議長に提出しなければならない。
- 3 前2項の動議及び処分要求は、事犯があった日から起算して3日以内に提出しなければならない。ただし、第47条第2項の規定の違反に係るものについては、この限りでない。

(懲罰動議の委員会付託)

- 第 104 条 懲罰の動議又は処分要求が提出されたときは、議長は、速やかに会議においてこれを懲罰委員会に付託しなければならない。
- 2 法第 137 条の規定に基づく懲罰事犯があると認めるときは、議長は前項の例によりこれを処理しなければならない。

(戒告又は陳謝の方法)

- 第 105 条 戒告又は陳謝は、議会の決めた戒告又は陳謝文によって行うものとする。 (出席停止の期間)
- 第 106 条 出席停止は、3日を超えることができない。ただし、数個の懲罰事犯が併発した場合又は既に出席を停止された者について、その停止期間内に更に懲罰事犯が生じた場合は、この限りでない。

(出席停止期間中に出席したときの措置)

第 107 条 出席を停止された者が、その期間内に議会の会議又は委員会に出席したと きは、議長又は委員長は、直ちに退去を命じなければならない。

(除名が成立しないときの措置)

第 108 条 除名についての法第 135 条第 3 項の規定による同意が得られなかった場合は、議会は他の懲罰を科することができる。

(懲罰の宣告)

第 109 条 議会が懲罰の議決をしたときは、議長は、公開の議場において宣告する。 第 13 章 補則

(会議規則の疑義に対する措置)

第110条 この規則の疑義は、議長が決める。ただし、議員から異議があるときは、

会議に諮って決定する。

附則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。